

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

- ① 内閣府事務官（総括・企画担当主査（政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（総括・企画担当）付）
- ② 内閣府事務官（特定社会基盤役務担当主査（政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）付）

2. 職務内容

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）（以下「経済安保室」という。）では「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）に基づく制度の企画立案・運用、関係機関との調整、本制度に関する有識者会議に係る事務等を行っております。

今回募集する職員の具体的な職務内容は、以下のとおりです。

① 総括・企画担当

- ・経済安全保障推進法に基づく制度の企画立案、関係機関との連絡調整
- ・本制度に関する有識者会議の運営（開催準備、資料作成等）
- ・経済安全保障に関する制度に係る広報啓発
- ・経済安保室の予算要求・執行管理 等

また、上記のほか、その時々課題等に対応し、経済安全保障に関する法令改正、各種照会における連絡調整等の業務に従事することも想定される。

② 特定社会基盤役務担当

- ・経済安全保障推進法に基づく特定社会基盤役務制度の企画立案、関係機関等との連絡調整、制度の運用に係る業務
- ・特定社会基盤役務制度に係る広報啓発

また、上記のほか、その時々課題等に対応し、特定社会基盤役務制度に関する法令等の改正、各種照会に対する連絡調整等の業務に従事することも想定される。

3. 募集人員

- ① 1名 ② 1名

4. 応募要件

- (1) 大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) ①総括・企画担当

- ・調査・研究機関、企業、団体、行政（地方自治体）において、制度・施策の企画立案、関係者との連絡調整、会計関係業務等に関する実務経験が4年以上を有することが望ましい。

②特定社会基盤役務担当

- ・調査・研究機関、企業、団体、行政（地方自治体）において、制度・施策の企画立案、関係者との連絡調整、情報調査・分析等に関する実務経験が4年以上を有することが望ましい。

- (3) 経済安全保障推進法に関する施策・制度に関して、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見又は関心を有すること。
- (4) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の十分なスキルを有すること。
- (5) 採用予定期間（令和8年8月1日から令和10年7月31日まで）にわたり、継続して勤務が可能なこと。

【注】上記(2)及び(3)の基準については、要件を満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で優れた経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

5. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者
- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第3条第2項に基づき常勤の国家公務員として採用。

7. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

8. 身分・服務

「国家公務員法」を適用。同法に基づき業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。

9. 雇用期間

令和8年8月1日から令和10年7月31日まで（予定）。

採用から6か月間は、試用期間とし、条件付き採用期間とする。

5年を限度として任期更新の場合あり。

10. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前9時30分から午後6時15分

（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

11. 勤務地

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）室（東京都千代田区）

最寄り駅：地下鉄銀座線 虎ノ門駅

※12.（3）の提出先住所とは異なります。内定者にのみご連絡します。

12. 応募方法

<提出書類>

(1) 履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ 写真を必ず添付すること。
- ・ 応募要件に合致する資格等があれば、記入してください。

(2) 志望理由書

- ・ A4横書き1,200字以内

(3) 業務経歴書

- ・ これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・ 様式自由。A4横書き。
- ・ 特にこれまでの業務に関する経験及びその職務において得た知見、成果等を重点的に記述、
4. 応募要件に掲げた事項のうち、(2)と(3)に掲げる経歴については、関連文書等を添付すること。

<提出方法>

郵送に限る。（封筒の表面に「任期付職員（経済安保室主査①または②）応募書類」と朱書きのこと）

<書類送付及び問合せ先>

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付 庶務担当

電話番号 03-5253-2111（代表）

<提出締切>

令和8年6月12日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 3. 選考方法

1次選考：書類選考

2次選考：面接

※ 1次選考（書類選考）の結果、2次選考（面接）を行うことになった方にのみ、2次選考（面接）の日時・場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は、返却いたしません。

1 4. その他

(1) 応募の秘密については、厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以上